

裾野市における空き家対策

空き家に関するご相談は、建設部まちづくり課（空き家対策担当）まで
055-995-1856

1 適切な管理

2 利活用

3 措置

空家等対策計画

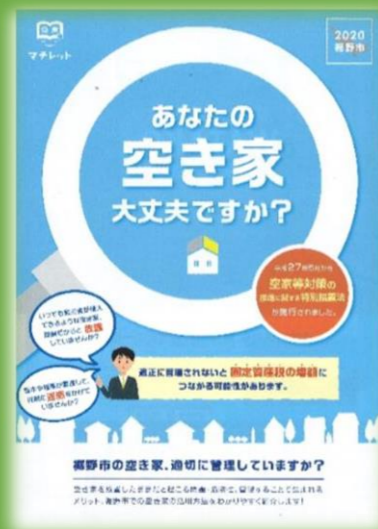


「適切な管理」、「利活用の促進」、「措置」を基本方針とした「裾野市空家等対策計画」を策定し、空き家対策を総合的かつ計画的に行っています。



啓発冊子の配布

空き家を放置したままだと起こる問題・危険性、管理することで生まれるメリットなど、空き家の活用方法を分かりやすく紹介するための冊子を作成しました。



終活冊子の配布



「終活」について考える機会を提供することで、空き家問題のひとつである「相続」の課題解消を目指しています。



空家等専門家相談事業

11の専門家団体と「空き家対策の推進に関する協定を締結し、連携して空き家相談に応じています。



協定を締結している専門家団体

静岡県行政書士会
裾野市建設業協会
裾野市建設業組合
(公社) 静岡県建築士会
静岡県司法書士会
(公社) 裾野市シルバー人材センター
裾野市森林組合
(公社) 全日本不動産協会静岡県本部
静岡県土地家屋調査士会
静岡県弁護士会
(一社) 南富士山シティ

空き家に関する区調査

毎年、区(自治会)の協力により一戸建ての空き家を調査し、問題化する空き家の早期



指導と四半期パトロール

適切に管理されていない空き家を把握した場合は、書面により改善を助言・指導します。その後、四半期ごとにパトロールと指導を繰り返し改善につなげています。



指導前



是正後

特定空家等に対する措置

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空き家(1件)を、「特定空家等」に認定し、法律に基づく措置を行っています。

